

第86回

障害者差別解消法の改正

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

2021年6月に改正障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が公布され、今後3年以内に施行されます。

合理的配慮が義務化へ

この改正では、私たち旅行者(事業者)にとって、「合理的配慮の提供」が「努力義務」から「義務」へと改正されたことに要注意です。法は、障害者差別の解消に向けた施策を総合的・一体的に実施するために「基本方針」を国が定め(法6条)、事業者がその義務(不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供)に適切に対応するために「対応指針」を主務大臣(旅行業では国土交通大臣)が定めることと規定しています(同11条)。また、対応指針の別紙【旅行業関係】において「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」が例示されています。

JATA・ANTAではこれらを踏まえた「障がいのある方の旅行参加を推進するための手引き」を2017年に発行して説明をしてきました。今後、基本方針などの改定が想定されますので、あらためてご案内を致します。

合理的配慮とは

合理的配慮とは、社会的障壁(バリア)を除去するために必要かつ合理的な取組でその実施に伴う負担が過重でないものをいい、旅行業では、例えばお客様のツアーの相談を受ける際に旅館のバリアフリー情報を提供する、障害の状況などを踏まえた合理的配慮をするように旅館に要請するなどがこれに当たります。

法は、事業者に対し、その事業を行うに当たり、個々の場面において、現に障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合

において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを義務付けています(同8条)。また、対応指針では、この合理的配慮は、事業の目的などに照らして、本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事業の本質的な変更には及ばないことに留意するものとされ、食事・排泄等の介助行為は「国土交通省所管事業の本来の業務に付随するものとはいえず、合理的配慮の対象外と考えられる」としています(二、2、(1))。一方で、「過重な負担」とは、「個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合・客観的に判断する」としてその要素には事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用負担の程度などを挙げています(同(3))。結局、合理的配慮は旅行業を営むうえで付随する業務に限られるものの、“それ相応の事情”が無ければ過重な負担を理由として合理的配慮をしないという事はできません。

建設的対話が重要

「義務化」による対応については対応指針の改定などで今後示されると思われますが、事業者には、今まで対応できなかった事柄にも現実的に折り合える提案や、過重な負担とならない対応を検討するなどの工夫が求められるでしょう。お客様との建設的対話がより重要となります。



担当：堀江眞一